4／1から18歳で成人に！何が変わるの？

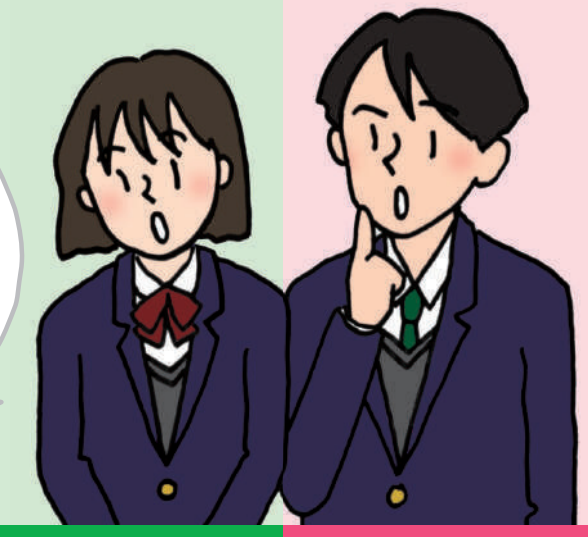

民法の改正により、4／1から成年年齢が18歳に引き下げられます。4／1時点で18歳以上のかたはその日に成人に、4／2以降に18歳になるかたは誕生日に成人になります。成人とは、1人で有効な契約をすることができる年齢と、父母の親権に服さなくなる年齢という意味があります。権利も義務も同時に増えるのが成人です。できる・できないこと、気を付けるべきことをしっかりと確認しましょう。

問広報課区報係
（☎5722－9486、FAX5722－8674）

18歳からできる

親の同意なしに1人で契約できる

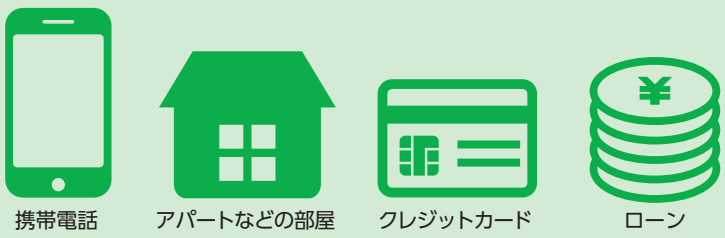

自分の責任で、さまざまな契約ができるようになる一方、トラブルや詐欺に遭う危険があります。悪質な契約などの手口に十分気を付けましょう（下記参照）。

- 選挙で投票ができる
- 10年間有効なパスポートを取得できる
- 女性の結婚できる年齢が18歳に引き上がる（男性と同じになる）
- 公認会計士や司法書士、行政書士などの資格が取得できる
- 民事裁判の原告にも被告にもなる　ほか

罪を犯した場合

18・19歳は「特定少年」として引き続き少年法の適用を受け保護されますが、17歳以下とは一部異なる取り扱いも設けられています。

例えば、家庭裁判所が刑罰を科すべきと判断し、検察に送り返す逆送の手続きの対象事件の拡大や、起訴された場合、実名や顔写真などが報道されることもあります。

20歳からできる

飲酒や喫煙

競馬、競輪、競艇、オートレースなどの公営ギャンブル

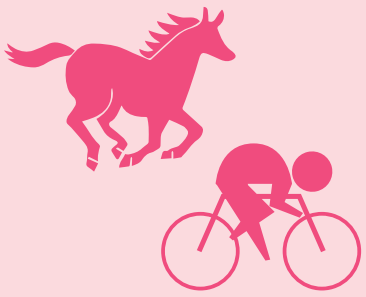

- 少年法が適用されなくなる
- 国民年金の納付
- 養子を迎えることができる　ほか

成人の日のつどいは「二十歳のつどい（仮）」に変わります

式典の対象は、これまでどおり当該年度内に20歳を迎えるかたとします。

問生涯学習課青少年係（☎5722－9309、FAX3715－3099）

※1月に開催した成人の日のつどいの様子を、3面に掲載しています

悪質商法に気を付けて！若者が狙われています

SNS（会員制交流サイト）をきっかけに、高額な商品やサービスの契約を迫る手口が増えています。不安に思ったときやトラブルになった場合は、1人で悩まず消費生活センターに相談してください。

迷わず、相談してください　無料　秘密厳守

消費生活センター（目黒2－4－36　区民センター内）
相談専用電話　☎3711－1140、FAX3711－5297
（月～金曜日〈祝・休日を除く〉9：30～16：30）
消費者ホットライン　☎188（イヤヤ）

こんな誘いに気を付けて～マルチ商法

中学時代の友人から「簡単に稼げて、別の知り合いを紹介すると、さらに紹介料ももらえる」と言われ、投資のノウハウの入ったUSBメモリ（外付け記憶媒体）を購入したが全くもうからない。

「簡単にもうかる」などの甘い言葉にだまされないで！

人に紹介するだけで簡単にもうかるなどと組織に勧誘し、高額な商品やサービスを契約させる手口はネットワークビジネスとも呼ばれています。友人を勧誘することで、人間関係を壊す恐れもあります。マルチ商法は、クーリングオフ（右記参照）の対象です。望まない契約だった場合は、すぐに消費生活センターに相談してください。

そもそも契約って何？

契約は申し込みと承諾の合意があれば、口約束でも成立します。一度成立すると互いに権利と義務が発生し、一方的にやめることはできません。

一定期間内であれば契約解除できるクーリング・オフ制度

消費者が冷静に考える余裕もないまま結んだ契約は、一定の期間内であれば無条件で申し込みの撤回や契約の解除ができる制度です。

※店舗での購入、通信販売、3,000円未満の現金支払いの契約は対象外です

4年度に成人になるかたへ

消費者被害防止リーフレットを送付しました

リーフレットの内容は、区HP（コード❶）でご覧になれます。

❶